

## □■養成所ニュースプラス第 13 号 2026□■

先週の千葉県豪雨災害で被害にあわれた方々にお見舞い申し上げます。1 週間が経過し、皆さんの暮らしや職場の状況はいかがでしょうか。

今週の Plus Quiz は、「刑事司法と福祉」から「犯罪被害者等基本法」に関する問題です。この問題も正解したら終わりではなく、正解ではない選択肢のどこを直せば正しくなるのかも考えてください。

### ■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 37 回問題 63】2004 年（平成 16 年）に制定された犯罪被害者等基本法に関する次の記述のうち、正しいものを 2 つ選びなさい。

1. 同法における犯罪被害者等とは、犯罪等により害を被った者及び遺族を除いた家族をいう。
2. 同法の目的の一つに、再犯の防止と犯罪による被害を受けることの防止がある。
3. 同法に基づき、ストーカー行為を規制するための処罰が整備された。
4. 同法の基本的施策の一つに、損害賠償の請求についての援助がある。
5. 同法に基づき、政府は犯罪被害者等基本計画を定めなければならない。

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(37 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・(38 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(38 期生) 見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて  
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・(第 37-38 期生) 今夏のスクーリングの日程及び会場のご案内です。  
詳しくはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=356](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=356)

### ■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 39 回国家試験は、令和 9 年 2 月 7 日です。  
詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html>
- ・社会福祉振興・試験センターより、インターネットによる受験申し込み前の準備及び申込方法の動画のご案内です。今年度より、全ての受験者がインターネットでの受験申込になりますので、必ずご確認ください。  
詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。  
詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>
- ・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて開催中です。  
2 本目の「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」が視聴可能となりました。是非ご活用ください。  
受験対策ページへアクセスはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=5529](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529)

※パスワード等の案内は、養成所ニュースプラス第2号、第4号に添付しています。

#### ■Plus Info・・・・・・・・

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

#### ■Back Number・・・・・・・・

過去のバックナンバーはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=2686](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686)

#### ■Plus Column・・・・・・・・

##### 【受験対策ミニ講座第9回／刑事司法と福祉】

##### 1 第37・38回の科目の傾向

この科目は司法と福祉の更なる連携のため、従来の教育内容の見直しと時間数の拡充が行われました。そのため、第37回から出題数が6題に増えています。

第36回以前に出題されていた大項目「更生保護制度」や「医療観察制度」は、引き続き出題されています。さらに「刑事司法」や「少年司法」「犯罪被害者支援」が加わり、出題基準項目から満遍なく出題されるようになりました。昨年6月に施行された拘禁刑についても、既に第38回で取り上げられています。

事例問題は第37・38回ともに3題、四肢択二問題もともに3題出ているので、時間をかけ過ぎないように対策が必要です。

##### 2 国家試験の対策

多くの皆さんにとっては、少し「縁遠い」科目かもしれません。加えて他の科目と内容の重複がなく、他の科目の知識からの推測も難しいので、学習量が結果に出てしまう傾向にあります。

出題内容を見ると、頻出項目からの出題も多く基本的な内容であることがわかります。法改正等に留意しつつ、5年間の過去問を繰り返すことで、6問中3点の確保を目指すことができますと思います。

教育内容の見直しを踏まえれば、司法領域との連携を進めるために必要な知識が求められることがわかります。出題基準の小項目を説明できるようにしたうえで、司法領域の専門職と協働するという意識で学んでください。制度を学ぶときには、誰が（実施主体）、誰に対して（対象者）、いつからいつまでの期間（時期）、何を行う（内容）のかを押さえることが重要です。

また、事例問題対策としては、過去問だけでなく、模擬試験や模擬問題で事例問題に多く取り組むことで、この科目での事例の捉え方が身についていくと思います。

現在、東京保護観察所の保護観察官と動画を準備しています。前半で更生保護を中心とした基本知識を復習し、後半では知的障害の疑いのある男性の事例を通して基礎知識を学びます。後日、ご案内しますので活用してください。

##### 【Plus Quiz・・・・・・・・正答と解説】

犯罪被害者とその遺族の方々は長い間適切な支援を受けることなく、社会の中で孤立してきました。経済補償のための「犯罪被害者等給付金支給法」（1980（昭和55）年）だけでなく、被害者の尊厳と権利保護を目的とした「犯罪被害者等基本法」が2004（平成16）年に制定されました（全国被害者ネットワークHPから）。その後、政府全体で総合的な「犯罪被害者等支援基本計画」を5年ごとに策定し、2026（令和8）年度から第5次基本計画がスタートしています。

また、2026（令和8）年1月から「犯罪被害者等支援弁護士制度」が始まり、犯罪被害者等が刑事・民事・行政等の手続きについて日本司法支援センター（法テラス）の弁護士の包括的支援を受けられるようになりました。これまで、被害に遭い心身が傷つき困窮しても、法的支援を十分に受けられないという状況がありました。新制度は、殺人や傷害致死、自

自動車運転死傷処罰法（危険運転致死）など「故意の犯罪行為により死亡させた罪」や、不同意性交罪など性犯罪の被害者や遺族を対象とします。

犯罪被害者等支援では、社会福祉士には多分野連携の一員としての役割が期待されています。関連法とともに確実に学んでいきましょう。

1. ×法は犯罪被害者等を「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。」と規定していて、遺族も含まれます（法第2条第2項）。
2. ×法は「犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。」と定めています（法第1条）。選択肢の内容は、「再犯防止推進法」の目的に定められています（同法第1条）。
3. ×法には、ストーカー行為の規制だけでなく罰則等は規定されていません。選択肢は、「ストーカー規制法」です（同法第18条～20条）。
4. ○法は、国・地方公共団体は「犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助」等必要な施策を講ずるものと定めています。
5. ○法では、政府は「犯罪被害者等基本計画」を定めなくてはならないと規定されています（法第8条第1項）。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus